

令和3年度とくしま再発見！「マイクロ・ツーリズム」推進事業助成金 交付要綱

(目的)

第1条 一般社団法人イーストとくしま観光推進機構（以下、「機構」という。）は、この要綱に定めるところにより、徳島県東部圏域15市町村（徳島市・鳴門市・小松島市・吉野川市・阿波市・勝浦町・上勝町・佐那河内村・石井町・神山町・松茂町・北島町・藍住町・板野町・上板町、以下、「域内」という。）の事業者が提供する、体験型観光コンテンツを盛り込んだ徳島県在住の方を対象とした旅行商品について、体験型観光コンテンツに係る費用を助成することで、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内観光関連業界の回復を支援するとともに、マイクロ・ツーリズムを推進し、身近に存在する「新たな観光需要」の発掘につなげる。

(助成対象者)

第2条 この助成対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づく登録を受けている旅行者とする。

(助成内容及び助成額)

第3条 助成内容及び助成額は次のとおりとする。

内 容	助成額
域内の事業者が提供する、体験型観光コンテンツを盛り込んだ、徳島県在住の方を対象とした、募集型及び受注型企画旅行商品における、体験型観光コンテンツに係る費用	1/2（上限30万円） 助成額は千円単位とする

(助成の要件)

第4条 次の各号のすべての要件を満たし、事前に一般社団法人イーストとくしま観光推進機構会長（以下、「会長」という。）に助成金を申請し、会長が交付決定したものを対象とする。

- (1) 域内の事業者が提供する体験型観光コンテンツを盛り込んだ、徳島県在住の方を対象とした、旅行商品であること。
- (2) 原則として、新規に造成し、募集を開始する旅行商品であること。
- (3) 機構のロゴマークを表示するなど、機構の助成事業であることがわかること。
- (4) 機構が用意するアンケート（様式第1号）を旅行者に実施すること。
- (5) 次に掲げる旅行商品は対象外とする。

コンベンション（大会・会議・セミナー・シンポジウム・スポーツ）、教育旅行、合宿等を組み込んだ旅行商品。

- (6) 募集型企画旅行商品については、募集に際しパンフレットを作成するか、ホームページに掲載すること。
- (7) 旅行商品の催行に当たり、新型コロナウイルス感染症対策が取られていること。
- (8) 機構による他の助成事業との重複は認めない。

(助成の申請期間等)

第5条 助成の申請期間等は次のとおりとする。

申請期間	旅行商品設定期間（最大幅）
令和3年7月 1日から 令和4年1月31日まで	令和3年7月10日から 令和4年3月 6日まで

- 2 助成は、予算の範囲内で交付することとし、予算額に達した時点で終了とする（書面で申請のあった順に審査し、助成を決定する）。

(助成金の交付申請)

第6条 助成を希望する旅行業者は、助成金を受けようとするときは、令和3年度とくしま再発見！「マイクロ・ツーリズム」推進事業助成金交付申請書（様式第2号）に関係書類を添えて会長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 会長は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた時は、必要な条件を付して速やかに交付決定を行い、令和3年度とくしま再発見！「マイクロ・ツーリズム」推進事業助成金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(助成事業の変更承認申請)

第8条 前条の規定により、助成金の交付決定を受けた者（以下、「助成事業者」という。）は、助成金の交付決定を受けた事業（以下、「助成事業」という。）の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ、令和3年度とくしま再発見！「マイクロ・ツーリズム」推進事業助成金変更（中止）承認申請書（様式第4号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成金の増減を伴わない軽微な変更については、この限りではない。

- 2 会長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、令和3年度とくしま再発見！「マイクロ・ツーリズム」推進事業助成金変更（中止）承認書（様式第5号）により、通知するものとする。

(実績報告)

第9条 助成事業者は、助成を決定した旅行商品の設定期間終了後30日以内又は令和4

年3月15日のいずれか早い日までに、令和3年度とくしま再発見！「マイクロ・ツーリズム」推進事業助成金実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第10条 会長は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、助成金の額を確定し、令和3年度とくしま再発見！「マイクロ・ツーリズム」推進事業助成金交付確定通知書（様式第7号）により、助成事業者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第11条 前条の規定により、助成金の額の確定通知を受けた助成事業者は、令和3年度とくしま再発見！「マイクロ・ツーリズム」推進事業助成金請求書（様式第8号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の経理）

第12条 助成事業者は、当該助成事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、助成事業の終了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（助成金の交付決定の取消し）

第13条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成事業者が、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成事業者が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他会長が特別の理由があると認めたとき。

2 前項の規定は、助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 会長は、第1項の場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年7月1日から適用する。